

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「参事」の下に「、経営企画部長」を加え、「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」を「及び技術評価幹」に改める。

第二条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長  
経営企画部長

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。